

鳥取県告示第111号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成23年3月4日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 解除予定に係る保安林の所在場所
西伯郡伯耆町岩立字榊水高原 4 の43から 4 の45まで、 4 の48、 12の221から12の223まで、 12の226
- 2 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 3 解除の理由
道路用地とするため